

副 本

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 外5名

被 告 東 京 都 外1名

準備書面(2)

令和4年5月13日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告東京都指定代理人 加 藤 真 理

同 寺 内 伊 織

同 寺 本 孝 規

同 松 本 渥

同 高 橋 一 光

同 川 尻 拓 也

## 略語表

※ 本準備書面で新たに用いるもの（略語表においては下線記載）のほかは、被告東京都の令和4年2月9日付け準備書面(1)（以下「被告都準備書面(1)」という。）の例による。

### 【原告関係者】

原告会社	原告大川原化工機株式会社
原告大川原	原告大川原正明
亡相嶋	相嶋靜夫
原告島田	原告島田順司
原告大川原ら3名	原告大川原、亡相嶋、原告島田
原告会社[ ]	原告会社従業員である[ ]
原告会社[ ]	原告会社取締役である[ ]
原告会社[ ]	原告会社従業員である[ ]
原告[ ]	原告相嶋[ ]

### 【警視庁関係者】

外事一課	警視庁公安部外事第一課
外事一課員	外事一課に所属する警察官
[ ] 警部補	外事一課[ ] 警部補

### 【その他の関係者】

[ ] 檢事	東京地方検察庁[ ] 檢事
安保管理課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
C I S T E C	一般財団法人安全保障貿易情報センター
四ノ宮教授	防衛医科大学校四ノ宮成祥教授
清水准教授	千葉大学大学院医学研究院清水健准教授

佐々木教授	武藏野大学薬学部佐々木次雄客員教授
浦島教授	東京慈恵会医科大学浦島充佳教授
矢野教授	金沢学院大学人間健康学部矢野俊博教授
大久保教授	東京医療保健大学大久保憲名誉教授
田中教授	岐阜大学田中香お里教授

【事件関係】

本件噴霧乾燥器 1	噴霧乾燥器 R L-5
本件噴霧乾燥器 2	噴霧乾燥器 L-8 i
本件各噴霧乾燥器	本件噴霧乾燥器 1 及び 2
本件被疑事件 1	本件噴霧乾燥器 1 に係る事件
本件被疑事件 2	本件噴霧乾燥器 2 に係る事件
本件各被疑事件	本件被疑事件 1 及び 2
本件任意取調べ	原告島田に対する平成 30 年 12 月 11 日から令和 2 年 2 月 10 日までの間の 39 回の任意の取調べ
本件弁解録取	令和 2 年 3 月 11 日に原告島田を逮捕した直後の弁解録取
弁解録取書①	■ 警部補が最初に作成した弁解録取書
弁解録取書②	原告島田の求めに応じて再度作成した弁解録取書
本件箇所	弁解録取書①の「社長の大川原正明と現顧問の相嶋靜夫から指示された「非該当で輸出する」との方針に基づき」との記載
メモ	外事一課員が捜査の過程で作成したメモ

【法令等】

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
本件省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき

	貨物又は技術を定める省令
本件要件ハ	本件省令2条の2第2項5号の2ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」
本件通達	昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62 貿局第322号「輸出貿易管理令の運用について」
AG	オーストラリア・グループ
ガイダンス	「輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材」
ハンドブック	「Australia Group Common Control List Handbook」
国賠法	国家賠償法
曝露防止構造	噴霧乾燥器運転時に曝露しないような構造

【書面関係】

被告都準備書面(1)	被告東京都の令和4年2月9日付け準備書面(1)
------------	-------------------------

## 目 次

第1 関係法令等の定めについて	7
第2 原告大川原ら3名の逮捕について	9
1 原告らの主張の要旨	9
2 逮捕と国賠法1条1項の違法性の判断枠組み	9
3 外事一課員が原告大川原ら3名を逮捕したことに国賠法上の違法はないこと	
	11
4 殺菌の解釈及び曝露防止について	12
(1) 「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したことが不合理ではないこと	
.....	12
(2) 本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌をするこ とができれば足りると判断したことが不合理ではないこと	16
(3) 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件ではないと判断したこ とが不合理ではないこと	19
(4) 小括	21
5 外事一課員が本件各被疑事件の立証のために行った実験について	21
(1) 本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」 と特定したことが不合理ではないこと	21
(2) 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが 不合理でないこと	24
(3) 小括	26
6 その他の主張について	26
(1) 他社の申請状況に関する原告らの主張について	26
(2) [ ] 検事に対してメモを意図的に送致しなかったとの原告らの主張につ いて	27
第3 本件任意取調べ及び本件弁解録取について	28
1 取調べと国賠法1条1項の違法性の判断枠組み	28

2 本件任意取調べに国賠法上の違法はないこと	29
3 本件弁解録取に国賠法上の違法はないこと	38
第4 結語	40

被告東京都は、本準備書面において、原告らの訴状における主張に対して必要と認める範囲で反論する。

## 第1 関係法令等の定めについて

### 1 外為法

外為法48条1項は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならないことを規定している。

### 2 輸出貿易管理令

輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）1条1項は、外為法48条1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とすると規定し、その対象となる貨物について、輸出令別表第一の三の二の項（二）柱書において、「次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」、同項（二）5の2において「噴霧乾燥器」とそれぞれ規定し、その対象となる地域について、同別表第一の三の二の項下欄において、「全地域」と規定している。

### 3 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（本件省令）

本件省令2条の2第2項五の二は、輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様の噴霧乾燥器について、

イ及びロ 省略

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの（本件要件ハ）

の全てに該当するものとしている。

また、軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素等について、細菌であって、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、腸管出血性大腸菌（略）、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兎病菌等に該当するものが含まれている（輸出令別表第一の三の二の項（一）、本件省令2条の2第1項）。

#### 4 輸出貿易管理令の運用について（本件通達。乙3号証）

本件通達は、1－1「輸出の許可」（7）「輸出令別表第一の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可」（イ）柱書において、「輸出令別表第一の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。なお、輸出令別表一中、次の表の「輸出令別表第一の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第一（これに基づく貨物等省令を含む）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は、「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかかれているときは、当該「輸出令別表第一中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。」と規定している。

そして、上記「次の表」とは、以下のとおりである。

輸出令別表第1の項	輸出令別表第一中解釈を要する語	解釈
3の2	滅菌又は殺菌をすることができるもの	物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。
		当該装置中の微生物の

		量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。
--	--	-----------------------------

## 第2 原告大川原ら3名の逮捕について

### 1 原告らの主張の要旨

原告らは、本件各被疑事件につき、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査により得られた証拠資料を総合的に勘案すれば、外事一課員は、遅くとも原告大川原ら3名を通常逮捕した令和2年3月11日の時点において、①外事一課における本件要件ハの「殺菌」の解釈<sup>\*1</sup>が誤りであること、②外事一課において行った実験結果によつては、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有すると立証できないことなどを認識し、又は容易に認識し得たにもかかわらず、本件各被疑事件の被疑者として原告大川原ら3名を逮捕したことは国賠法1条1項の適用上違法であると主張する（訴状82ないし103ページ）。

### 2 逮捕と国賠法1条1項の違法性の判断枠組み

(1) 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって「違法に」他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずると規定するところ、同項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することであると解されており（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民

---

\*1 外事一課においては、本件要件ハの「殺菌」には「乾熱殺菌」（噴霧乾燥器付属の乾燥用ヒーターを用いて内部を加熱乾燥空気により殺菌する方法）も含まれると判断し、また、本件省令2条の2第1項で規定された細菌等の微生物のうち一種類でも殺菌をることができれば足りると判断している。

集39巻7号1512ページ)、刑事手続等といった警察官の職務行為につき、職務上の法的義務違反が存したか否かは、当該警察官の職務行為時を基準として、その時点で存在した資料に基づき、そこでされた判断や行為について、合理的な理由が欠如したものであったか否かによって決せられるべきものである(合理的理由欠如説。最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367ページ、最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664ページ等)。

(2) また、警察官による逮捕は、当該逮捕に係る刑事事件について無罪判決が確定したというだけで国賠法1条1項の適用上直ちに違法となるものではなく、当該逮捕の時点において、犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎりは適法であると解されるところ(刑事訴訟法199条、前掲最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決)、警察官の判断が、その判断時において、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、証拠の評価について法の予定する一般的な警察官を前提として通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつその裁量権を逸脱した行き過ぎたものであって、経験則、論理則に照らして、到底その合理性を肯定することができないという程度に達していることが必要であると解されている(札幌高裁昭和48年8月10日判決・判例時報714号17ページ、東京高裁昭和54年9月27日判決・判例時報946号55ページ、東京地裁平成2年6月12日判決・判例時報1362号80ページ、鹿児島地裁平成27年5月15日判決・判例時報2262号232ページ等)。

(3) そして、国賠法1条1項における公権力の行使に当たる公務員の職務行為が違法であることについての立証責任は、同項に基づき国又は公共団体に賠償責任があると主張するものにおいて負担するものと解されるところ、この理は、無罪の判決が確定した場合の警察官の逮捕状の請求及び執行の違法をいう場合にも異なるものと解するのが相当であり、特定の証拠資料につ

いて、通常の捜査により逮捕状請求前に収集し得たことを基礎付ける事実の主張立証責任も、原告が負うものと解するのが相当である（東京高裁平成11年4月26日判決・判例時報1691号57ページ等）。

(4) したがって、公訴の取消しがなされている刑事事件についても上記解釈と別異に解する理由はなく、外事一課員が本件各被疑事件で原告大川原ら3名を逮捕したことが国賠法上違法であるか否かについては、当時の捜査経緯を考慮し、外事一課員の当時の判断が、証拠の評価について法の予定する一般的な警察官を前提として通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつその裁量権を逸脱した行き過ぎたものであって、到底その合理性を肯定することができないものであったか否かという観点から検討されなければならず、外事一課員の行為の違法性を基礎付ける事実の主張立証責任は原告らが負担することになる。

3 外事一課員が原告大川原ら3名を逮捕したことに国賠法上の違法はないこと  
被告都準備書面(1)第2の2(1)ないし(12)（44ないし55ページ）で詳述  
したことより、外事一課員は、噴霧乾燥器メーカー及びユーザー、有識者からの  
聴取結果等を総合的に判断して、本件省令2条の2第1項2号に規定されてい  
る特定の細菌が乾熱滅菌器で死滅する温度・時間を測定し、本件各噴霧乾燥器  
と同型器を用いて乾熱実験を実施することで、本件各被疑事件を立証する方針  
をとることとし、当該実験結果などの捜査結果に基づき、輸出管理規制に係る  
政省令等の解釈運用を行っている経済産業省（安保管理課長）に対し、本件各  
噴霧乾燥器がいわゆるリスト規制<sup>\*2</sup>に該当する貨物か否かについての照会を行  
い、捜査関係事項照会における添付資料の内容を前提とすれば本件省令2条の  
2第2項五の二に該当すると思われる旨の回答を得た後、捜索差押許可状の発

\*2 國際的な合意を踏まえ、武器並びに大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを法令等でリスト化して、そのリストに該当する貨物や技術を輸出や提供する場合には、経済産業大臣の許可が必要になる制度のこと（甲2号証6ページ参照）。

付を得て関係各所への捜索を実施して押収した証拠品を分析し、さらに原告大川原ら3名を含む原告会社社員に対する取調べを複数回にわたって行うなどし、これらの捜査により収集した証拠資料等に基づき、原告大川原ら3名が本件各被疑事件の被疑事実（被告都準備書面(1)第2の1・44ページ参照）に該当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由（犯罪の嫌疑）があると認めた上で、逮捕の必要があると判断し、逮捕状の発付を得て原告大川原ら3名を逮捕したのであり、このような捜査経緯からすれば、当時の外事一課員の判断は合理的なものであったというべきである。

そして、外事一課員らによる捜査の経過、捜査により収集した証拠資料からすれば（被告都準備書面(1)第2の2(1)ないし(12)・44ないし55ページ）、原告大川原ら3名を逮捕した外事一課員の当時の判断が、証拠の評価について法の予定する一般的な警察官を前提として通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつその裁量権を逸脱した行き過ぎたものであって、到底その合理性を肯定することができないものであったと認め得るような事情があったなどということはできないから、外事一課員が原告大川原ら3名を逮捕したことには国賠法上の違法はない。

以下、外事一課員が原告大川原ら3名を逮捕したことにつき、原告らの訴状における主張に対して、必要と認める範囲で反論する。

#### 4 殺菌の解釈及び曝露防止について

##### (1) 「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したことが不合理ではないこと

###### ア 原告らの主張

原告らは、①外事一課員が依拠する本件通達の解釈（乙3号証1116ページ）は、国際輸出管理レジームであるAGで合意された規制要件の原文（英文、訴状17及び91ページ参照）を忠実に反映したものではなく、文節が欠落した結果、AGの定義と異なる内容となつたという重大な欠陥があり、外事一課員はこのことを認識し、又は容易に認識し得たにもかかわらず看過したこと、②日本以外のAG参加国において本件通達の解釈と

同様の運用をしている国はなく、AGのホームページに掲載されているハンドブックでも「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると解釈されていないこと、③本件各噴霧乾燥器に付属の乾燥用ヒーターにより内部に熱風を送ることができる機能は全ての噴霧乾燥器に共通の機能であり、これを規制の対象として扱うのであれば、世に存在するほぼ全ての噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することとなるため、その存在意義が没却されることになるから、外事一課員が「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると解釈したことは不合理であると主張するものと解される（訴状75、76、78、84ないし87、89ないし93ページ）。

#### イ 被告東京都の反論

(ア) まず、原告らは、本件通達の解釈はAGで合意された規制要件の原文を忠実に反映せず文節が欠落した結果、AGの定義と異なる内容となつたという重大な欠陥があるにもかかわらず外事一課員がこれを看過したことなどと主張する（上記原告らの主張①）。

しかしながら、原告らが主張するAGは法的拘束力を持つ国際約束に基づく枠組ではなく、AG参加国は生物・化学兵器の不拡散という目的を達成し、自国の輸出管理をより有効なものとするため、AGの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させており、具体的には、参加国は、生物・化学兵器関連汎用品等に関してAGの場で合意されたリストに掲載された品目について、国内法令（日本においては、外為法、輸出令等）に基づき輸出管理を実施しているのである（乙4号証）。このように、日本における輸出管理規制は、国内法令及びその解釈運用によって行われているところ、外事一課員は、輸出管理規制を所管する経済産業省が定めた本件通達の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈に従って、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）」には「乾熱殺菌」を含むあらゆる方法が含まれると判断したのであるから、当該判断が合理的であったことは明らかである。この点について、原告らは、

本件通達の解釈が噴霧乾燥器規制の実務に定着していたとは到底いえず、実務において全く考慮すらされていなかつたことを主張するが（訴状89及び90ページ）、貿易実務に関する法令及び通達の中で重要なものが収録されている「外国為替・貿易小六法」（乙3号証）において、本件通達の解釈が明記されていることからすれば、貿易実務においても本件通達の解釈が用いられていることは明らかである。

また、原告らは、外事一課員がAGに関する知見を有する有識者として聴取を行った四ノ宮教授の見解（訴状38ページ参照）は、AGで合意された規制要件の原文と明らかに異なる内容であり、「AGで決定した原文を忠実に反映させる原則がある」との四ノ宮教授自身の知見とも矛盾することも主張するが（訴状84及び85ページ）、四ノ宮教授は、外事一課員の聴取において、本件通達は、AGで決定した原文を踏まえた上で、有識者の意見を参考にして経済産業省において作成されたものであること、本件要件ハのうち「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈については、本件通達の解釈が準用されることなどを述べているのであり（訴状38ページ参照）、上記発言内容からすれば、四ノ宮教授の見解は、AGで合意された規制要件と明らかに異なっているということにはならないし、同教授自身の知見と矛盾するものでもない。

- (イ) 次に、原告らは、AG参加国において本件通達の解釈と同様の運用をしている国はなく、AGのホームページに掲載されているハンドブック（甲9号証）でも乾熱殺菌が含まれるとは解釈されておらず、このことは検査機関において容易に把握できたのであり、本件通達の解釈につき、その合理性に強い疑問を持つべきであったなどと主張するが（上記原告らの主張②）、前述のとおり、そもそも、日本における輸出管理規制は、日本国内における政省令、解釈運用等によって行われるべきものであり、現にそのように行われていると認められるから、他国の輸出管理規制の内容に本件通達の解釈と同様の運用がないことや、AGの公式刊行物で

はないハンドブック（AGの公式刊行物ではないことにつき、乙1号証の1及び2参照）に乾熱殺菌が明示されていないという事情をもって、本件通達の解釈が不合理であるとはいえず、原告らの主張は失当というほかない。

また、原告らは、AG参加国において本件通達の解釈と同様の運用をしている国がないことの立証として甲10号証（AG参加国におけるAG規制リストの国内法令への反映状況）を提出するが、同書証は、原告らの主張を裏付けるものとはならない。

すなわち、甲10号証によれば、AG規制リストでは、「4. クロス（タンジェンシャル）フロー過用の装置」について、「定置した状態で滅菌または殺菌が可能であること」の特性を有するものを規制の対象としており、「テクニカルノート」において、「この規制において、「滅菌済み」とは、（中略）、意味する。「殺菌済み」とは、（中略）意味する。」などと解釈されていることから、同様の規制内容である後記の「6. 噴霧乾燥器」についても、同じ「テクニカルノート」の解釈が適用されるとしているところ（甲10号証3ページ）、甲10号証記載の国のうち、EU加盟国、アイスランド共和国、ノルウェー王国、オーストラリア連邦、ニュージーランド、大韓民国、ウクライナ及びイスラエルについては、「テクニカルノート」において「2 B 3 5 2. d. 1. bにおいて、（以下略）」（下線部の数字及びアルファベットは、クロス（タンジェンシャル）フロー過用の装置の定義を意味している。同号証5ないし7、10、11、14、15、20ないし22ページ）などと記載されていることからすれば、「テクニカルノート」の解釈が適用されるのは「クロス（タンジェンシャル）フロー過用の装置」の定義のみであることが認められ、「噴霧乾燥器」の定義には当該解釈が適用されるとは解されない。そうすると、甲10号証によつても、AG参加国において日本と同じ運用をしている国がないとまでは断定できないのである。

(ウ) また、原告らは、付属の乾燥用ヒーターにより内部に熱風を送ることができる機能は全ての噴霧乾燥器に共通の機能であり、乾熱殺菌を含むとの解釈を採用すれば本件要件への存在意義が没却されるなどと主張するが（上記原告らの主張③）、上記機能が全ての噴霧乾燥器に共通する機能であることを裏付ける証拠は提出されておらず、原告らの主張には根拠がない。この点について、原告 [ ] は、自身が噴霧乾燥器の規制を知つていれば、噴霧乾燥器内部に温度が上がらない場所を作るなどして殺菌できないように噴霧乾燥器を設計すると思う（乙5号証の1・1及び4ページ）などと、乾熱殺菌をすることができない噴霧乾燥器の設計が可能であることを供述していることからすれば、上記機能を有している噴霧乾燥器であっても、規制の対象から除外されるものもあるから、原告の主張が失当であることは明らかである。

(エ) そして、経済産業省においても「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると解釈しているからこそ、安保管理課長は、本件各噴霧乾燥器がいわゆるリスト規制（甲2号証6ページ参照）に該当する貨物と思われる旨を回答しているのである。この点、原告島田も、本件任意取調べにおいて、噴霧乾燥器に係る輸出規制が開始される前に経済産業省等と規制範囲についてやり取りをし、「滅菌又は殺菌」の方法や範囲については、蒸気、熱及び薬液等の全ての方法を含むと認識した旨を供述しているのである（乙6号証の5・2ページ、乙6号証の6・2ページ、乙6号証の35・2ページ）。

(オ) したがって、「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれるとした外事一課員の判断について、到底その合理性を肯定できないとはいえないというべきである。

(2) 本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌をすることができれば足りると判断したことが不合理ではないこと  
ア 原告らの主張

原告らは、外事一課が依拠する四ノ宮教授の見解について、①多くの有識者の見解と一致していた事実はないこと、②生物化学兵器製造の観点から熱に強い芽胞形成菌を殺菌できるものでなければならないとする矢野教授、健栄製薬株式会社研究開発部部長及び大久保教授の対立する見解があり、経済産業省からも同様の意見を聴取していたことからすれば、四ノ宮教授が、本件省令2条の2第1項2号で規定された細菌の一種類でも殺菌をすることができれば足りると解釈したことは不合理であると主張するものと解される（訴状84ないし89ページ）。

#### イ 被告東京都の反論

(ア) まず、原告らは、四ノ宮教授を中心とした教授らの聴取結果報告書からすれば、各教授の見解が一致しているかのようであるが、これは[...]警部補が清水准教授の見解を捏造し、外事一課[...]警部補が佐々木教授の見解を捏造したからであるとの前提に立ち、四ノ宮教授の見解が多くの有識者の見解と一致していた事実ないと主張するが（訴状87ページ、上記原告らの主張①）、被告都準備書面(1)第2の2(3)ア(46及び47ページ)のとおり、外事一課員は、四ノ宮教授のほか、清水准教授、佐々木教授及び浦島教授から、本件要件ハの「殺菌」の解釈として、本件省令2条の2第1項2号に記載されている特定の細菌を死滅させて、その感染能力を失わせることである旨を聴取しており、同教授らの見解を捏造した事実はないから、原告らの主張は事実に反するものである。

この点、原告らは、捏造の根拠として、清水准教授に係る聴取結果報告書に記述された殺菌の解釈論は、同報告書の基となつた「検査メモ」に全く言及されていないこと、佐々木教授に係る聴取結果報告書には「潜在的な微生物」の意義について、「特定の菌や不特定多数の菌」のことを指していると記載されているが、その基となる「検査メモ」には、潜在的な微生物とは、不特定多数の菌を示し、潜在的な感染能力とは菌の

種類が不明であることを示している旨が明記されていたことなどを挙げる（訴状40及び41ページ）。

原告らが主張する「検査メモ」とは、外事一課員が検査の過程で作成したメモ（以下、これらのメモのことを、単に「メモ」という。）<sup>3</sup>であると認められるところ、メモは各聴取先から聴取した内容をすべて網羅して記載したものではなく、備忘的なものとして聴取した事項を簡単に記載したものであるから、聴取結果報告書に記載された事項について、同報告書に係るメモに具体的な記載がなかったというだけで、聴取結果報告書の内容を捏造したということにはならない（なお、原告らは、これらのメモ〔検査メモ複写報告書〕を所持していると認められるから、当該メモの記載内容を確認すれば、捏造などといえないことは認識できるはずである。）。

(イ) 次に、原告らは、外事一課員が矢野教授、健栄製薬株式会社研究開発部部長、大久保教授及び経済産業省から、熱に強い芽胞形成菌を殺菌できるものでなければならないとする見解や意見を聴取しており、この見解が四ノ宮教授の見解と対立していたと主張する（上記原告らの主張②）。

四ノ宮教授は、本件要件ハの「殺菌」の解釈について、本件省令2条の2第1項2号に記載されている特定の細菌を死滅させて、その感染能力を失わせることであるとしているところ（被告都準備書面(1)第2の2(3)ア・46及び47ページ）、矢野教授、健栄製薬株式会社研究開発部部長、大久保教授及び経済産業省の見解や意見は、以下のとおりであ

---

\*3 備忘的な意味合いで聴取者が作成した手控えのメモで、簡易で即時的・即物的であることが多いが、聴取した内容をすべて網羅的に記載するものではないとともに、聴取した場合に必ず作成しているものでもない。また、外事一課員は、メモが検査過程の備忘のためなどに作成した書類であり、送致することを予定するものではなかつたため、起訴前には送致していなかつたものである（なお、外事一課においては、メモについて、本件各被疑事件に限らず、これまで検査を行った事件において検察庁に送致する運用はしていない。）。

る（被告都準備書面(1)・19及び20ページ、訴状41及び42ページ）。

○ 矢野教授

噴霧乾燥器が、生物兵器を製造しうるとの理由で規制の対象になつてているのであれば、炭疽菌等の殺傷能力が高い菌を人体に実害を与えない程度、滅菌レベルまで殺すことを要するのではないか（被告都準備書面(1)・19ページ、訴状41ページ）

○ 健栄製薬株式会社研究開発部部長

本件要件ハの解釈は、（中略）生物兵器製造という観点から判断すれば、芽胞菌を殺菌したという結果を出さないと該当とは言えないと思う（被告都準備書面(1)・19ページ、訴状42ページ）

○ 大久保教授

通常、乾熱滅菌の場合の指標菌はバチラス属の芽胞形成菌を使用する（被告都準備書面(1)・20ページ、訴状42ページ）

○ 経済産業省（安保管理課）

滅菌のための指標菌はバチラス属（芽胞形成菌）にした方がよいのではないか（被告都準備書面(1)・20ページ、訴状42ページ）

このようにそれぞれの見解及び意見は、必ずしも一致しているものではないし、本件要件ハの解釈について、四ノ宮教授と同教授以外の教授らとの間で対立していたとまでは到底いえないのであるから、原告らの主張が失当であることは明らかである。

(ウ) したがって、本件要件ハにおける「殺菌」について、各有識者の見解や意見を聴取するなどした上で、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌をすることができる足りるとした外事一課員の判断が、到底その合理性を肯定できないとはいえないというべきである。

(3) 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件ではないと判断したこ

とが不合理ではないこと

#### ア 原告らの主張

原告らは、本件要件ハの趣旨は作業者の被爆防止であるところ、本件各噴霧乾燥器はいずれも曝露防止のための構造を有しておらず、乾燥運転中及び製品回収中に内部の粉体が外部に飛散するから、本件要件ハに該当しないにもかかわらず、曝露防止については規制要件とは無関係であるとして本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するとした外事一課員の判断は不合理であると主張するものと解される（訴状73、74、78及び79ページ）。

#### イ 被告東京都の反論

- (ア) しかしながら、噴霧乾燥器運転時に曝露しないような構造（以下「曝露防止構造」という。）を備えていることは規制要件ではなく、輸出管理規制に係る政省令等の解釈運用を行っている経済産業省において、そのように解釈していたものである。このことは、原告島田が当時、経済産業省から、曝露防止構造を備えていることは規制要件ではない旨の回答を受けていたことからしても明らかである（乙6号証の6・4ページ）。この点、本件省令及び本件通達において、規制要件として曝露防止構造が明記されていないことからしても、曝露防止構造を備えていることが規制要件に含まれないことは明らかである（仮に、曝露防止構造を備えていることが規制要件とされているのであれば、本件省令ないしは本件通達に規制要件としてその旨が明記されてしまるべきである。）。
- (イ) また、原告らは、四ノ宮教授が被爆の点が一番問題となるであろうとしていることからすれば、外事一課員が四ノ宮教授に対して本件各噴霧乾燥器から粉体が外部に漏れ出るとの情報を伝えていれば、四ノ宮教授は本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当し得ないとの見解を示したはずであるし、外事一課員が同教授やその他の有識者に対する見解の聴取等の検証を怠ったことは不合理であるとも主張するが（訴状78、79、

84ないし87ページ)、上記のとおり、曝露防止構造を備えていることが規制要件でないことは明らかであって、それ以上に有識者等の見解の聴取等を行わなかったとしても、当該判断が不合理とはいえないというべきである。

(ウ) したがって、原告の主張によつても、曝露防止構造を備えていることは規制要件に含まれないとした外事一課員の判断が、到底その合理性を肯定できないとはいえないというべきである。

#### (4) 小括

以上述べたとおり、外事一課員が、当時、所要の検査を行つた結果、「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれると判断したこと、本件省令2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌をすることができれば足りると判断したこと、曝露防止構造を備えていることは規制要件ではないと判断したこと、国賠法上の違法はない。

### 5 外事一課員が本件各被疑事件の立証のために行った実験について

(1) 本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したことが不合理ではないこと

#### ア 原告らの主張

原告らは、本件噴霧乾燥器1は、付属の乾燥用ヒーターによって装置内部を温め続けても「測定口」(バグフィルタと比較して付属の乾燥用ヒーターに近い位置に設置されている。)の温度は40度ないし50度程度までしか上がりず、本件要件ハを充足しないところ、一般常識からしても「測定口」のような筒状の突起箇所について熱風が行き渡らず温度が上がりにくく粉体が堆積し得るであろうことは容易に認識できる上、亡相嶋及び原告会社従業員らが取調べにおいて「測定口」の温度が上がりにくい旨を供述していたことからすれば、外事一課員が本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所が「測定口」であることを認識できずに「バグフィルタの下部」(測定口と比較して付属の乾燥用ヒーターから遠い位置に設置され

ている。)と特定した上で、同課員による実験において、同箇所の温度につき、117度以上を維持すると結論付けて、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハを充足する性能を有すると判断したことは不合理であると主張するものと解される(訴状79、80、96ないし98ページ)。

#### イ 被告東京都の反論

(ア) 確かに、原告らの実験結果(甲15号証)によれば、本件噴霧乾燥器1と同型の噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」が、外事一課員が最低温となる箇所と特定した「バグフィルタの下部」よりも温度が上がらない可能性はある。

(イ) しかしながら、被告都準備書面(1)第2の2(1)及び(2)、同(6)ア(44ないし46、50ページ)のとおり、外事一課員は、噴霧乾燥器メーカー及びユーザーから、噴霧乾燥器は熱風によって殺菌できる性能を有している旨、その内部には熱風が行き渡る旨を聴取していたことに加え、噴霧乾燥器のシステム設計等を行うエンジニアリング会社であるアイエスジャパン株式会社から、噴霧乾燥器の最低温となる可能性がある箇所は、装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロンの下部、バグフィルタの下部である旨を聴取し、これらの箇所を含む10箇所の温度測定実験を行い、「バグフィルタの下部」を最低温箇所と特定しているのであり、かかる検査経緯からすれば、外事一課員の当時の判断が不合理とはいえない。

この点、本件噴霧乾燥器1の「測定口」は乾燥室に設置されているものであるところ、噴霧乾燥器は、その付属する乾燥用ヒーターを用いて装置内部に熱風を送り続ければ、熱風は乾燥室の上部から乾燥室に送られ、乾燥室下部から配管を通ってサイクロン上部、配管、バグフィルタの順に抜け、排風機から装置外に排出されるものであり、熱風の流れの上流にある乾燥室の上部が最も温度が上がりやすく、下流にあるサイクロン、バグフィルタ、排风口は比較的温度が上がりにくいものであり(訴

状28ページ。争いのない事実)、かかる事実に上記温度測定実験結果等も踏まえれば、外事一課員が「バグフィルタの下部」が最低温箇所であると認識したことには合理的な根拠があったものといえる。

(ウ) この点につき、原告らは、亡相嶋及び原告会社社員が取調べにおいて「測定口」の温度が上がりにくい旨を述べていたことを主張しているが、同人らのいかなる供述部分がこれに該当するのか具体的に主張していないし(訴状97ページ)、原告会社社員等の供述内容は、被告都準備書面(1)第2の2(10)及び(11)(52ないし55ページ)のとおり原告らが主張するような供述はないから、原告ら主張の事実はない。

(エ) そして、被告都準備書面(1)第2の2(11)(53及び54ページ)のとおり、原告会社エンジニアリング部に所属する者をはじめ複数の社員が、原告会社製の噴霧乾燥器は熱風が内部に行き渡る構造になっている旨、殺菌できる性能を有している旨を述べ(乙5号証の2・1ページ、乙7号証の1・3及び4ページ、乙7号証の2・2ページ、乙7号証の3・3ページ、乙7号証の4・2及び3ページ、乙7号証の5・2及び3ページ、乙7号証の6・2ないし4ページ、乙7号証の7・2及び3ページ、乙7号証の8・1及び5ページ、乙7号証の9・1及び2ページ、乙7号証の10・3ページ)、原告島田、原告[ ]及び原告会社社員が噴霧乾燥器で温度が低くなる箇所は「バグフィルタの下部」や「排気ファン」であるなどと述べている(乙5号証の1・4ページ、乙6号証の36・1ページ、乙7号証の7・3ページ、乙7号証の11・1ページ)ことも踏まえれば、当時、外事一課員が乾燥室の「測定口」の存在自体は認識していたとしても、当該箇所が噴霧乾燥器内部において最低温となる箇所であると認識することは著しく困難であったといわざるを得ない。

(オ) したがって、原告の主張によても、本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定した外事一課員の判断

が、到底その合理性を肯定できないとはいえないというべきである。

(2) 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理でないこと

#### ア　原告らの主張

原告らは、噴霧乾燥器内部の殺菌をするならば、細菌は粉体として装置内部に付着、堆積している状態にあるのだから、粉体の状態にある細菌を死滅させることができなければ、本件要件への該当性を判断できないところ、外事一課員は、大阪府立環境農林水産総合研究所から、粉体の状態で乾熱運転をした場合に焦げた粉体の下の菌が生き残っている可能性があること、田中教授から、最も本件省令の趣旨に沿った方法は粉体の菌を使用した実験と言える旨をそれぞれ聴取していたことに加え、原告大川原が取調べにおいて、粉体になった菌を乾熱で死滅させることは困難であり一旦ウェットダウンさせなければならない旨を述べ、粉体での実験の必要性について具体的に指摘したにもかかわらず、100度程度の乾熱で細菌は死滅する旨の清水准教授の私見ないし憶測に基づく意見のみに依拠して、粉体化された細菌を噴霧乾燥器で殺菌できるかの実験を怠ったことは不合理であると主張するものと解される（訴状100ないし102ページ）。

#### イ　被告東京都の反論

(ア) しかしながら、被告都準備書面(1)第2の2(3)イ(47及び48ページ)のとおり、そもそも、外事一課員は、田中教授から、最も科学的な方法は乾熱滅菌器による実験方法（外事一課員が採用した実験方法）で、粉体の菌を使用した実験（原告らが主張する実験）は最も本件省令の趣旨に沿った方法であるものの、乾熱滅菌器による実験の方がより厳しい条件で行えるので、粉体の検査は必要がないと思う旨を聴取しているのである。

(イ) そして、被告都準備書面(1)第2の2(2)及び(3)イ(45ないし48ページ)のとおり、外事一課員は、①噴霧乾燥器ユーザーである富士化

学工業株式会社、東亜薬品株式会社及び森永乳業株式会社から、噴霧乾燥器内に粉体が残ったまま洗浄せずに乾熱運転するのみでも内部を殺菌することは可能である旨を聴取していること、②清水准教授等から、芽胞を形成しない菌であれば、粒子が重なった状態で乾熱処理をしたとしても、100度程度の乾熱で、最終的には細菌の内部まで熱が行き渡り死滅する旨を聴取していること、③大久保教授から、乾熱滅菌器による実験方法（外事一課員が採用した実験方法）は最も適切な証明方法と言える旨を聴取していること、④特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会瀬島理事長等から、噴霧乾燥器内部にペスト菌粉末が残っていたとしても、装置内部に100度の熱風が行き渡れば、いずれ焦げて灰になり死滅することを聴取したことからすれば、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかつたことが不合理であるとはいえないことは明らかである。

この点について付言すると、被告都準備書面(1)第2の2(2)（45及び46ページ）のとおり、乾熱滅菌器による実験を行った後ではあるが、噴霧乾燥器ユーザーであるミヤリサン製薬株式会社からも上記①と同様の見解を聴取しているし、原告会社[ ]も、外事一課員の取調べにおいて、噴霧乾燥器を洗浄せずに空焚きした場合でも物性によっては炭化、発火するが、殺菌されることになると思う旨を供述しているのである（乙5号証の3・2及び3ページ）。

- (ウ) また、被告都準備書面(1)第2の2(10)ア①（52ページ）のとおり、確かに、原告大川原は取調べにおいて、乾燥させた菌はなかなか死ない旨の供述はしているが、当該供述が噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験の必要性を指摘するものとは認められない。
- (エ) したがって、原告の主張によても、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験ではなく、乾熱滅菌器による実験を行うこととした外事一課員の判断が、到底その合理性を肯定することができないとはい

ないというべきである。

### (3) 小括

以上述べたとおり、外事一課員が、当時、本件噴霧乾燥器1内部の温度が上がらない箇所を「バグフィルタの下部」と特定したこと、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことに国賠法上の違法はない。

## 6 その他の主張について

### (1) 他社の申請状況に関する原告らの主張について

#### ア 原告らの主張

原告らは、国内で噴霧乾燥器を取り扱う各メーカーにおいて、リスト規制（甲2号証6ページ参照）に基づく許可申請を行っていたのは、殺菌概念が曖昧であり、独自の素人的判断から該当すると判断した藤崎電機株式会社のみであり、本件通達の解釈が実務において全く考慮されていなかつたなどとした上で、外事一課員は本件通達の解釈の合理性に強い疑問を持つべきであったなどと主張している（訴状89及び90ページ）。

#### イ 被告東京都の反論

しかしながら、噴霧乾燥器について、外為法48条1項に基づく許可申請を行っていた企業が藤崎電機株式会社のみであったことをもって、本件通達の解釈が実務において全く考慮されていなかつたとか、外事一課員がその合理性に強い疑問を持つべきであったなどといえないことは明らかであって、原告の主張には根拠がないといわざるを得ない。

そして、被告都準備書面(1)第2の2(1)（44及び45ページ）のとおり、外事一課員は、藤崎電機株式会社から、噴霧乾燥器を空運転させて装置内に熱風を送り込めば、装置の末端でも100度くらいの熱風が行き渡るため殺菌できると判断した旨、噴霧乾燥器が輸出規制対象に追加された頃、経済産業省四国経済産業局に対して相談した旨、外為法の趣旨を理解した上で、殺菌できる性能を有していると判断した旨を聴取しており、藤

崎電機株式会社は、外為法の趣旨を理解した上で、同社所有の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断しているのであって、当該判断を独自の素人的判断と論難する原告らの主張は失当である。

(2) [検事] 検事に対してメモを意図的に送致しなかったとの原告らの主張について

ア 原告らの主張

原告らは、外事一課員が、四ノ宮教授の見解の妥当性に疑問を生じさせる捜査資料、経済産業省との複数回に亘る聴取に関する捜査メモを含む本件通達の解釈ないしは「殺菌」の解釈の相当性に強い疑問を生じさせる捜査資料、本件通達の解釈ないし「殺菌」の解釈と矛盾する内容の多数のユーザー及びメーカーからの捜査メモ、本件各噴霧乾燥器の測定口の温度が上昇しないことを示唆する捜査資料及び噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験の必要性を示唆する捜査資料を起訴前に[検事] 検事に対して意図的に送致しなかったのであり、これらの捜査資料を起訴前に送致すれば原告らは不起訴となる可能性が生じることを認識していたことが推認できるなどと主張する（訴状93、94、96ないし98、100ないし102ページ）。

イ 被告東京都の反論

原告らが主張する各捜査資料がいかなる資料であり、どのような内容が記載されたものであるのか具体的な主張がないから、原告らの主張は、主張自体失当といわざるを得ない。

なお、原告らが主張する捜査資料は、外事一課員が作成したメモのことであるとも解されるところ、メモについては、公訴提起後ではあるが東京地方検察庁検察官に送致されているのであり、公訴提起前に送致されていれば原告大川原ら3名が不起訴になったとの原告らの主張は単なる憶測に過ぎず根拠がない。そして、メモは、前記4(2)イの脚注＊3（18ページ）のとおり、捜査の過程で備忘的な意味合いで作成されたものであり、送致することを前提に作成されていないことは、その作成趣旨からしても

明らかであり、本件各被疑事件に限らず、これまで捜査を行った過去の事  
件においても、公訴提起前にメモは送致されていないのである。

そうすると、外事一課員が、本件各被疑事件において、公訴提起前にメ  
モを送致していないからといって、不自然であるとはいはず、原告の主張  
は失当というべきである。

### 第3 本件任意取調べ及び本件弁解録取について

#### 1 取調べと国賠法1条1項の違法性の判断枠組み

(1) 前記第2の2(9ないし11ページ)のとおり、国賠法1条1項にいう「違  
法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務  
上の法的義務に違背することであり、公権力の行使に当たる公務員の行為が  
その職務上の法的義務に違背したか否かについては、その職務行為時を基準  
として(職務行為基準説)、当該公務員の判断や行為について合理的な理由  
が欠如したものであったか否か(合理的理由欠如説)という観点から判断す  
べきものとされている(最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43  
巻6号664ページほか)。

(2) そして、任意捜査の一環としての取調べにおいては、事案の性質、被疑者  
に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して社会通念上相当  
と認められる方法ないし態様及び限度において許容されるものと解されてい  
るところ(最高裁昭和59年2月29日第二小法廷決定・刑集38巻3号  
479ページ)、被疑者に対する取調べは、単に被疑者の弁解を聞くだけでは  
なく、事案の真相を解明する目的で行われるものであることに鑑みると、  
当該被疑者に対し、取調べを実施するに足る嫌疑がある場合には、取調官と  
しては、あらゆる角度から取調べを行い、事案の真相究明に努めるべき職責  
を有するのであり、取調官が熱心に真相を供述するように説得したり、他の  
被疑者の供述やそれまでの捜査により判明した事実に照らして矛盾や食い違  
いを追及したり、また、取調官が被疑者に対して厳しい口調で迫ることがあつ

たとしても、事案の重大性や嫌疑の程度によっては、やむを得ないと評価されるというべきである（東京高裁平成13年12月25日判決・訟務月報50巻1号1ページ、大阪高裁平成22年5月27日判決・判例時報2088号86ページ、札幌高裁平成26年6月3日判決・訟務月報61巻5号893ページ参照）。

また、取調べの違法性の有無の判断は、①大声、威圧、否認による不利益な見通しの告知、間接の有形力の行使等が、被疑者に恐怖心を与えて、②自由による有利な見通しの告知、自白の誘導・勧誘等が、被疑者を錯誤に陥らせて、③長時間の取調べや一定期間の取調べの継続等が、被疑者の自由意思を制圧する程度に達して、④暴言、強要等が、被疑者に屈辱や著しい不安を与えて、それらが、事案の性質、それらの行為態様、その行為前後の被疑者の態度や応答等、被疑者の属性、嫌疑の程度等に照らして、社会通念上許容される限度を超えていといえるかを、総合的に判断すべきである（鹿児島地裁平成27年5月15日判決・判例時報2263号189ページ）。

(3) したがって、本件任意取調べ及び本件弁解録取の国賠法上の違法性は、上記の判断基準を踏まえ、当時の具体的な事実関係の下で、本件任意取調べ及び本件弁解録取の方法ないし態様が社会通念上相当と認められるか否かという観点から判断されるべきであり、前記第2の2(3)(10及び11ページ)のとおり、本件任意取調べ及び本件弁解録取の違法性を基礎付ける事実の主張立証責任は原告らが負担することになる。

上記判断基準に照らして、本件任意取調べ及び本件弁解録取が、原告ら主張の事実に誤りがあり、違法性の認められるものではなかったことを、訴状記載の各主張に対して以下反論として述べる。

## 2 本件任意取調べに国賠法上の違法はないこと

### (1) 原告らの主張

原告らは、①本件被疑事件1における原告島田に対する嫌疑は疑わしく、原告島田は長期間にわたる本件任意取調べに素直に応じて自身の認識を正直

に話していたにもかかわらず、[ ] 警部補は、②事前に恣意的な供述調書を作成した上で、③原告島田がこれを確認・修正する機会を妨害し、原告島田が指摘した供述調書の修正や自身の認識の記載の依頼にも応じず、④誘導や詐術的発言、恫喝を含む言動により心理的影響を与えるなどの不当な取調べを行っており、事案の性質、対象者に対する容疑の程度、対象者の態度等を総合的に勘案しても、社会通念上相当と認められる方法ないし態様を超えたものであるため、国賠法上違法であると主張する（訴状108ページ）。

## （2）被告東京都の反論

### ア　原告島田の嫌疑の程度について（上記原告らの主張①）

原告らは、本件任意取調べ当時、本件被疑事件1において原告島田に嫌疑があつたことについては疑わしい旨を主張するが、前記第2の3（11及び12ページ）のとおり、外事一課員は、原告島田に対して複数回にわたって取調べを行っているほか、必要な捜査を行い、その結果に基づき原告島田には本件被疑事件1に係る被疑事実に該当する行為をしたことを疑うに足りる相当な理由（犯罪の嫌疑）があると判断して逮捕状を請求し、その発付を得たのであるから、原告の主張は失当である。

なお、念のため付言しておくと、[ ] 警部補は、原告島田の予定を踏まえた上で本件任意取調べの日時を調整するなど（乙6号証の13・2ページほか）、原告島田に配慮した上で本件任意取調べを行っており、嫌疑の有無、逮捕の要否等についても慎重に判断したものである。

### イ　事前の供述調書の作成について（上記原告らの主張②）

原告らは、原告島田につき、[ ] 警部補が事前に恣意的な供述調書を作成していたと主張するが、被告都準備書面(1)第1の5(2)ア(ア)（38ページ）のとおり、[ ] 警部補は、原告島田が供述した内容に基づいて供述調書のドラフト（下書き）を作成し、原告島田に対して更なる取調べを行った上で、供述調書の内容を読み聞かせた上、閲覧させているのであるし、原告島田は供述調書の内容に誤りがないことを確認した上で署名及び指印

しているのであるから、[REDACTED] 警部補が恣意的な供述調書を作成した事実などないことは明らかである。

#### ウ 原告島田の修正依頼等について（上記原告らの主張③）

(ア) まず、原告らは、[REDACTED] 警部補が原告島田に対して供述調書を読むことを一度しか許さなかったり、誤りを一箇所指摘するたびに供述調書を取り上げたり、原告島田が修正箇所をチェックするためにペンを借りようとしてもこれを認めないと不適な妨害行為を行ったなどと主張するが（訴状104及び105ページ）、[REDACTED] 警部補が原告島田に対し、供述調書を読むことを一度しか許さなかったり、誤りを一箇所指摘するたびに供述調書を取り上げたりした事実はない。

そして、[REDACTED] 警部補は、原告島田が取調べ中にペンの借用を申し出したことに対し、これを貸与しなかったことはあるが、被告都準備書面(1)第1の5(2)ア(イ)(38及び39ページ)のとおり、事故防止等の観点から、被疑者である原告島田にペンを貸与しなかったものである。すなわち、ペンを含む先端が鋭利な物品等は、自己又は他人を傷つけるための凶器となり得るものであり、[REDACTED] 警部補に限らず被疑者の取調べを行う取調べ官は、それらの危険な物品を取調べ室等の机の上にむやみに置かないようにしているほか、貸与する場合でも必要があると認めた上で被疑者の動静に注意を払いながら必要最小限の範囲で貸与するなどして被疑者の自傷行為や取調べ官の受傷事故防止に留意しており、[REDACTED] 警部補はこの点を考慮して原告島田にペンを貸与しなかったものであって、かかる[REDACTED] 警部補の行為が違法とはならないことは明らかである。

なお、供述調書に署名する際はペンを貸与している。

(イ) 次に、原告らは、[REDACTED] 警部補が原告島田に対して供述調書の修正に当たり交換条件を提示したなどと主張するが（訴状105ページ）、そのような事実はないから、原告らの主張は事実に反するものである。

この点、仮に、[REDACTED] 警部補がそのような言動をしたのであれば、原告

島田が供述調書に署名や指印をすることなどおよそ考えられない上、[ ]

[ ] 警部補がそのような交換条件を提示する理由や必要も認められない。

(ウ) そして、原告らは、原告島田が、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器について、内部の粉体が外部に飛散しない構造で、かつCIP機能<sup>\*4</sup>を備えた薬液消毒可能なものであると考えていたことを説明して供述調書に記載するよう求めたにもかかわらず、[ ] 警部補はこれに応じなかつたなどとも主張する（訴状105ページ）。

この点、確かに、原告島田は、本件要件ハの該当性について、曝露防止の設計がされたCIP機能付きの薬液による滅菌・殺菌が可能な噴霧乾燥器が該当すると考えていた旨を述べたことはあるが（乙6号証の1・2ページ、乙6号証の2・2ページ、乙6号証の3・2ページ、乙6号証の4・1ページ）、被告都準備書面(1)第1の5(2)ア(ウ)c(39ページ)のとおり、[ ] 警部補は、原告島田の供述が、噴霧乾燥器規制が開始される前に経済産業省から原告島田に示されていた規制要件（「殺菌」の方法に乾熱殺菌を含むあらゆる方法が含まれるとする解釈）と矛盾しており、原告島田の供述内容が客観的事実に照らして明らかに不自然であったため、当該内容を供述調書に記載することができない旨を説明したところ、原告島田も[ ] 警部補からその旨の説明を受けて納得し、供述調書への記載を求めず供述調書に署名、指印しているのである。この点については、原告島田が、「（経済産業省との）その後のやり取りで、結局、滅菌・殺菌の方法や範囲は、蒸気、熱、放熱、薬液等の全ての方法を含み、包括的な文言にならざるを得ないと認識した」（括弧内は引用者による。）（乙6号証の6・2ページ）、「当時、経産省から『規制はAGの原文どおり、あらゆる方法を含む滅菌及び殺菌という条件になる』旨を知らされていた」（乙6号証の10・1ページ）などと、殺菌の方

---

\*4 Cleaning in placeの略。定置洗浄のこと。

法に乾熱殺菌を含むあらゆる方法が含まれることを認識していた事実を認める供述をしており、原告島田の供述が矛盾していたことは明らかであるから、このような矛盾点を追及する取調べは事案の真相究明に努めるべき職責を有する取調べ官として当然の行為であって、このような取調べが違法となるものではない。

なお、原告島田は、当初、亡相嶋が業務運営会議でCIP等の機能が付いたものが該当すると発言し、自身も同様の見解であった旨を述べていたにもかかわらず（乙6号証の7・2ページ）、その後の取調べにおいて、外事一課員が捜索差押えを実施するまで、亡相嶋がCIP等の機能が付いたものが該当すると述べていた事実は一切ないなどと述べ（乙6号証の21・1ページ）、供述を翻しているのであるから、結局のところ、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器について、内部の粉体が外部に飛散しない構造で、かつCIP機能を備えた薬液消毒可能なものであると当時から考えていたという原告島田の供述自体、その真実性に疑念が生じていたものといわざるを得ないのである。

(イ) さらに、原告らは、原告島田が、供述調書の「無許可で輸出した」旨の記載を、「ガイダンスに従って非該当と判断し許可が必要でないと思い、無許可で輸出した」との記載に変更するよう依頼したにもかかわらず、[REDACTED]警部補がこれに応じなかったなどと主張する（訴状105ページ）。

この点、確かに、原告島田は、[REDACTED]警部補に対して原告会社の自主判定により非該当と判断した旨の供述をしたことはあるが、被告都準備書面(1)第1の5(2)ア(ウ)c(39ページ)のとおり、[REDACTED]警部補は、原告島田の当該供述には根拠が認められず不自然であったため、当該内容を供述調書に記載することができない旨を説明したところ、原告島田も[REDACTED]警部補の説明を受けて納得していたことから、供述調書への記載を求めず供述調書に署名、指印をしたものである（乙6号証の12・1ペー

ジ)。

更にいえば、原告島田は、輸出許可申請の該当非該当の判断基準について、「各輸出案件につき、フロー図にある該非判定委員会が判定したこともない。」(乙6号証の6・3ページ)、「本来、経産省に条文が意味することを確認しなければならないのにしなかつたし、明確な判断基準を社内で作成したわけでもない。輸出管理体制も杜撰で、輸出管理最高責任者も該非判定委員会も全く機能していなかつた。」(乙6号証の7・3ページ)、「結局、弊社製の装置を『非該当』としたわけだが、会社統一の明確な理由付けはなかつた。(中略)本当に、杜撰でいい加減なことをやってしまった。」(乙6号証の9・2ページ)、「全員が条文(引用者注:本件要件ハの条文)が意味することを確認することに手を付けなかつた。申し訳ない。」(乙6号証の11・3ページ)などと、原告会社の輸出管理が杜撰であり、該非判定をせずに輸出していたことを認めているのであり、「ガイダンスに従って非該当と判断した」という原告島田の供述は明らかに事実と異なるのであるから、このような矛盾点を追及する取調べが違法となるものではない。

(オ) また、原告らは、原告島田が、乾熱殺菌は業界において非常識であり、一切発想したことがなかつたことを説明して供述調書に記載するよう求めたにもかかわらず、[ ] 警部補がこれに応じなかつたなどと主張する(訴状105及び106ページ)。

確かに、原告島田は、[ ] 警部補に対してこの旨の供述をしたことはあるが、被告都準備書面(1)第1の5(2)ア(ウ)d(39及び40ページ)のとおり、[ ] 警部補は、原告島田が経済産業省から「乾熱等あらゆる方法で滅菌又は殺菌できるものが規制に該当する」旨の説明を受けていたという証拠資料があつたにもかかわらず、これと矛盾する供述をしたため、証拠資料と矛盾する内容を記載することはできない旨を説明したところ、原告島田も当時は[ ] 警部補の説明に納得し、供述調書への記

載などを求めなかつたものである。この点については、原告島田が、[■] 警部補による初めての取調べにおいて、滅菌・殺菌方法について、熱風・乾熱も含まれるなどと供述している上（乙6号証の1・2ページ）、

「私は、当時、噴霧乾燥器を空焚きすれば、装置内部を滅菌・殺菌できると考えていたということだ。」（乙6号証の5・1ページ）、「国内には乾熱の方法で装置内部を殺菌をしている取引先も数社あった。」（乙6号証の10・2ページ）、「乾燥運転、空焚きで装置内部を少なくとも殺菌できるということは、SDの製造メーカーの者であれば誰でも知っていますよ。」（乙6号証の32・1ページ）などと、当時から乾熱殺菌の発想があったことを認める供述をしており、「乾熱殺菌を一切発想したことなかった」という原告島田の供述が事実と異なることは明らかであるから、このような矛盾点を追及する取調べが違法となるものではない。

#### エ [■] 警部補の発言について（上記原告らの主張④）

(ア) まず、原告らは、[■] 警部補が原告島田に対して、菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当するなどと独自の解釈を述べて原告島田の回答を恣意的にゆがめたなどと主張するが（訴状106ページ）、そのような事実はないから、原告の主張は事実に反する。

この点、原告島田は、「相嶋は私に、『殺菌も含めると規制が広範囲になる。殺菌では、菌が生き残っている状態もあり得る』と指示をした」（乙6号証の7・2ページ）などと供述していることからも明らかなどおり、原告島田は当時、「殺菌」は菌が生き残っていることも含まれる、言い換えれば、菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当すると認識していたことが認められ、このような自身の誤った認識を[■] 警部補の独自の解釈などとすり替えて主張しているにすぎないのである。

(イ) 次に、原告らは、[■] 警部補が原告島田に対して、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あってはならない場所」に納入されていたことが発覚したなどと虚偽の事実を告げて不当な心理的影響を与えたな

どと主張するが（訴状106ページ）、被告都準備書面(1)第1の5(2)ア(オ)b(40ページ)のとおり、[ ] 警部補は、原告島田に対し、上記のような発言をした事実があり、原告島田から同発言について確認されたため、詳細については捜査中である旨の発言をしたが、虚偽の事実を告げたものではない。この点については、原告島田が、捜索差押え後に調査したところ、上海大川原が噴霧乾燥器を販売した会社の親会社が経済産業省のブラックリスト（被告東京都指定代理人注記：外国ユーザーリスト[経済産業省のホームページ参照]のことを指すと思われる。）掲載の会社であることが分かり、まずいことをしたなどと供述しているとおり（乙6号証の1・3ページ）、原告島田は、本件任意取調べが行われるより以前に、原告会社が関与する噴霧乾燥器が不適切な会社に納入されていたことを認識していたのであるから、[ ] 警部補の上記発言が原告島田に不当な心理的影響を与えたとはいえないというべきである。

(ウ) また、原告らは、原告島田が発言した内容を供述調書にしてもらえないなら協力したくないと伝えたところ、[ ] 警部補が供述調書は被疑者の発言をそのまま書類にする必要はないと述べて原告島田に対して不当な心理的影響を与えたなどと主張する（訴状106及び107ページ）。

しかしながら、[ ] 警部補は、供述調書は供述書ではなく調書なので、被疑者が述べたことを一言一句そのまま書類に記載するものではない旨を説明したものであり（供述調書には、取調べの過程において相手方が述べた供述を逐一記載することは要しない旨を判示した裁判例として、前掲札幌高裁平成26年6月3日判決参照）、原告島田の供述を供述調書に録取しないことを述べたものではない。そして、[ ] 警部補が「納得ができないと言った内容は、書類にしていないが。」と述べたことに対し、原告島田が「確かにそうだが。」と述べているとおり（乙6号証の18・1ページ）、[ ] 警部補は原告島田が納得できない旨述べた内

容は供述調書に記載していないのであり、[ ] 警部補の上記発言は、原告島田の供述を供述調書に録取しないとの趣旨でないことは明らかであるから、違法とはなり得ない。

(イ) そして、原告らは、[ ] 警部補が原告島田に対し、セイシン企業の植田さんのようになる旨、過去の不正輸出の事例ではほとんど逮捕されている旨、今回もそのようになる旨、該当と知っていたと認めないと不利になる旨を述べて原告島田を恫喝して不当な心理的影響を与えたなどと主張する（訴状107ページ）。

しかしながら、[ ] 警部補が、原告島田に対し、上記のような発言をして原告島田を恫喝した事実はなく、被告都準備書面(1)第1の5(2)ア(オ)d(41ページ)のとおり、[ ] 警部補は、原告島田に対し、「過去の不正輸出の事例ではほとんどが逮捕されていますけど、島田さんは輸出規制の担当者、責任者として自分はどのように考えていますか。」などと事実を摘示した上で原告島田の責任者としての見解を問い合わせし、原告島田が供述をはぐらかしたり正対しない供述をしたため、「セイシンの植田さんみたいになりたいんですか。」との発言に至ったのであり、[ ] 警部補は取調官として真相を究明するために説得を尽くしていたのであって、まさしく説得の範囲を超えないものと認められるのである。

この点、確かに、「セイシンの植田さんみたいになりたいんですか。」との発言は、原告島田の行為を非難するかのような発言ではあるが、前述のとおり、原告島田の供述の真実性に疑念が生じており、原告島田に対する嫌疑が相当高度であったことなどを踏まえれば、社会通念上許容される限度を超えていいるとまではいえないというべきである。

(オ) さらに、原告らは、[ ] 警部補が原告島田に対し、「そんなことを言っているのはあなただけだ。」、「社長と相嶋さんは該当すると認めている。」、「そのようなことを言い続けているとあなただけが逮捕されることになるぞ。」などと虚偽の事実を述べて不当な心理的影響を与えたな

どと主張するが（訴状107ページ）、そのような事実は一切ないから、原告の主張は事実に反する。

### (3) 小括

以上述べたとおり、本件任意取調べにおける具体的な事実関係の下で、その方法ないし態様が社会通念上相当と認められる限度を超えていとはいえないから、[ ] 警部補の行為に国賠法上の違法はない。

## 3 本件弁解録取に国賠法上の違法はないこと

### (1) 原告らの主張

原告らは、[ ] 警部補が、原告島田に対して、①同人の弁解を聞かずに、あらかじめ作成していた弁解録取書①を手渡して署名及び指印するよう求めたこと、②原告島田からの本件箇所の修正依頼に応じず弁解録取書①に署名及び指印させたことに加え、③弁解録取書①を意図的に裁断して内容虚偽の被疑者弁解録取状況報告書を作成するなど虚偽公文書作成罪及び公用文書毀棄罪と疑われる行為を行ってまで本件弁解録取の実態の隠蔽を図ったことによ照らせば、本件弁解録取は、社会通念上相当と認められる方法ないし態様を超えたものであるため、国賠法上違法であると主張するものと解される（訴状111及び112ページ）。

### (2) 被告東京都の反論

#### ア 事前の弁解録取書①の作成について（上記原告らの主張①）

原告らは、[ ] 警部補が原告島田の弁解を聞かずに、あらかじめ作成していた弁解録取書①に署名及び指印するよう求めたなどと主張するが（訴状108及び109ページ）、被告都準備書面(1)第1の5(3)ア(ア)a(42ページ)のとおり、[ ] 警部補は、弁解録取書のドラフトを作成し、原告島田の弁解を録取し、録取した内容を確認させた上で、原告島田に対し、弁解録取書①に署名及び指印を求めており、原告島田が、弁解録取書①に録取した内容を閲覧した上で誤りのないことを申し立てて、欄外に指印し、末尾に署名及び指印していることからすれば、原告らの主

が失当であることは明らかである。

#### イ 弁解録取書①の修正の求めについて（上記原告らの主張②）

原告らは、原告島田が本件箇所を削除するよう求めたにもかかわらず、

████████ 警部補はこれを修正したかのように振る舞い、弁解録取書①の修正を行わず、原告島田に署名及び指印を求めたなどと主張する（訴状108及び109ページ）。

しかしながら、被告都準備書面(1)第2の2(13)ウ(ア)(56及び57ページ)のとおり、████████ 警部補は、本件箇所の削除を求めた原告島田に対し、社長と顧問の了承なく原告島田だけで方針を決めることは考えられないのではないかと申し向けたところ、原告島田が「納得いかないが、確かにそれはそうです。」などと述べ、本件箇所に係る事実があったことを認めたことから、本件箇所につき、弁解録取書①の修正を行わなかったものであり、原告島田が、弁解録取書①を閲覧して誤りのないことを申し立てて、欄外に指印した後、末尾に署名及び指印していることからすれば、この点における原告の主張も失当であることは明らかである。

そして、████████ 警部補は、弁解録取書①を作成して原告島田が署名及び指印した後、弁解録取書①を見ていた原告島田が、弁解録取書①はなかったことにしてほしい旨を述べた上で、本件箇所を削除すれば納得できる旨を述べたため、弁解録取書①から本件箇所を削除した弁解録取書②を作成しているのであって、████████ 警部補は、原告島田の要望に沿った弁解録取書を作成したことは明らかであり、████████ 警部補の行為が違法とはならないことは明らかである。

#### ウ 弁解録取書①の裁断について（上記原告らの主張③）

原告らは、████████ 警部補が弁解録取書①を意図的に裁断して内容虚偽の被疑者弁解録取状況報告書を作成したことは虚偽公文書作成罪及び公用文書毀棄罪と疑われる行為であり、本件弁解録取の実態を隠蔽しようとしたなどと主張する（訴状111及び112ページ）。

しかしながら、被告都準備書面(1)第2の2(13)ウ(ア)(56及び57ページ)のとおり、[REDACTED]警部補は、原告島田が弁解録取書①についてなかつたことにしてほしい旨を述べており、原告島田の弁解を録取した弁解録取書②が作成されていたことから、弁解録取書①は東京地方検察庁へ送致不要であるとの認識のもと裁断したが、被疑者弁解録取状況報告書を作成して、弁解録取書①を裁断した経緯を明らかにしているのであるから、原告らの主張は失当である。

### (3) 小括

以上述べたとおり、本件弁解録取における具体的な事実関係の下で、その方法ないし態様が社会通念上相当と認められる限度を超えていとはいえないから、[REDACTED]警部補の行為に国賠法上の違法はない。

## 第4 結語

以上述べたとおり、原告らの請求には理由がないから、本訴請求は棄却されるべきである。

なお、原告らが令和3年10月22日付け文書送付嘱託申立書により送付を求める書面のうち、[REDACTED]警部補が原告島田に対して行った取調べの内容及び態様等について記載された書面等に対応する文書として、当該取調べ内容が記載されたメモ（乙6号証の1ないし52）を証拠提出する。また、原告らが同申立書により送付を求める文書に該当するものは、これらのはか、外事一課において保有していない。

以上